●仙台市からのお知らせ

仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付事業 危険なブロック塀等をなくしましょう

仙台市では、震災に強いまちづくりを推進するため、公道等(国道、県道、市道、及び小学校の指定通学路)に 沿って設けられた**危険*1なブロック塀等*2**の除却に対して 工事費用の一部を補助しています。

※1 危険とは 著しいひび割れまたはぐらつき、傾き等が認められ、特に 危険な状態にあるものをいいます。仙台市で判定します。

※2 ブロック塀等とは 補強コンクリートブロック造、石造、れんが造、 その他の組積造による塀及び門柱をいいます。



補助金額

- ☑ 補助金額は、補助対象経費(次のいずれかの少ない金額を採用)を基に算定します。
 - 〇ブロック塀等除却工事に要する経費(見積書等(消費税等を除く)の金額)
 - 〇除却するブロック塀等の長さ1m当りに対して、80,000円を乗じた額
- ☑ 工事場所がスクールゾーン(小学校を中心としたおおむね500m)内の場合は、補助金額が割増となります。※裏面に補助金額算定シートがあります。

スクールゾーン内の場合

補助対象経費の 5/6 以内の額 (1,000円未満切り捨て) かつ上限額 187,000 円

スクールゾーン外の場合

補助対象経費の **2/3** 以内の額 (1,000円未満切り捨て) かつ上限額 **150,000** 円

申し込み要件等

- ☑ 補助対象となる危険なブロック塀等にあたるかについては、お問い合わせください。
- ☑ 除却工事着手前に申請をしてください。※申請前着手の場合は補助対象になりません。
- 申請書は区役所街並み形成課で配布しています。また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。

☑ 補助要件など、詳しくはお問い合わせください。

仙台市ホームページは こちらから



☑ 生垣を設置する場合には、別途、生垣づくり助成制度があります。

お問い合わせ先

■青葉区役所 街並み形成課 代表 ☎022(225)7211 ■宮城野区役所 街並み形成課 代表 四022(291)2111 代表 四022(282)1111 ■若林区役所 街並み形成課 ■太白区役所 代表 ☎022(247)1111 街並み形成課 **5**022 (372) 3111 ■泉区役所 街並み形成課 代表 建築指導課 **2**022 (214) 8323 ■市役所 直通

申請者名	
H==Z=~	

NO.	_	
INO.		

仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付事業 **補助金額算定シート**

このシートは,補助金額を算定するものです。

※補助金額は、各区役所の街並み形成課の審査後に確定します。詳しくは事前にお問合せください。

その1:補助対象経費の金額を算定します。
以下の2つの金額のうち、低い金額を補助対象経費とする。
☑ 見積金額 (税抜) ※ブロック塀除却+塀付属物等除却の工事合計金額 円(①)
☑ 経費限度額 除却延長 m × 80,000円/m = 円(②)
☑ 補助対象金額 (※①と②のうち, 低い金額) 円(③)
その2:除却工事場所がスクールゾーン内にあるかを確認します。
住宅地図等を使って,小学校から工事場所までの直線距離を計測する。 詳しくは,各区街並み形成課にお問合せください。
☑ 直線距離m 500m以内の場合 → スクールゾーン内の式へ
500m超える場合 → スクールゾーン外の式へ
その3:補助金額を算定します。
◆スクールゾーン内の式
以下の2つの金額のうち,低い金額を交付する補助金額とする。
☑ 補助対象経費 円(③) × 5/6 = 円(④) ※千円未満切捨
☑ 上限補助金額 187,000 円 (⑤)
☑ 交付する補助金額(※④と⑤のうち,低い金額) 円(⑥)
◆スクールゾーン外の式
以下の2つの金額のうち, 低い金額を交付する補助金額とする。
☑ 補助対象経費 円 (③) × 2/3 = 円 (⑦) ※千円未満切捨
☑ 上限補助金額 150,000 円 (⑧)
☑ 交付する補助金額 (※⑦と®のうち, 低い金額) 円 (⑨)

お問い合わせ先 ※詳しくは、各区役所の街並み形成課に、お問い合わせください。

■青葉区街並み形成課 ☎022(225)7211

■宮城野区街並み形成課 ☎022(291)2111

■若林区街並み形成課 ☎022(282)1111

■太白区 街並み形成課 ☎022 (247) 1111

■泉区 街並み形成課 ☎022 (372) 3111